

令和元年度 第3回

# 議員説明会会議録

令和2年3月12日

小山広域保健衛生組合議会

## 小山広域保健衛生組合議会議員説明会次第

日 時 令和2年3月12日（木）

午前9時

場 所 小山広域保健衛生組合

2階大会議室

### 1 開 会

### 2 議長挨拶

### 3 管理者挨拶

### 4 報告事項

- (1) 小山広域保健衛生組合の例規見直しについて
- (2) 休日急患歯科診療所の業務委託について
- (3) ごみ減量化対策の実施とごみ焼却施設規模の見直しについて
- (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて
- (5) 外城公民館の用地取得について
- (6) 小山聖苑における民間委託の推進について
- (7) 旧北部清掃センター跡地について
- (8) 粗大ごみ処理施設解体工事について
- (9) 資源売却料の不納欠損について
- (10) 収骨方法について

### 4 その他

### 5 閉 会

◎開 会（9：00）

○森川忠洋総務課長 皆様、おはようございます。

昨年12月に上三川町議会が議員選挙が実施されまして、新たに田村稔議員並びに稲見敏夫議員が小山広域保健衛生組合議員として選出されましたので、議員説明会の開会に先立ちまして、自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、田村稔議員から自席でそのままお願いいたします。

○1番（田村 稔議員） 上三川町の田村稔でございます。よろしくお願いいたします。

○2番（稲見敏夫議員） 上三川町の稲見敏夫と申します。再度よろしくお願いいたします。

○森川忠洋総務課長 ありがとうございます。

ただいまから小山広域保健衛生組合議員説明会を開会させていただきます。

◎議長挨拶

○森川忠洋総務課長 開会に当たりまして、小川議長からご挨拶を頂きたいと存じます。

○小川 亘議長 皆様、改めましておはようございます。議員説明会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

本日は、執行部からの依頼によりまして、議員説明会が開催の運びとなりましたが、議員の皆様方にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の報告事項は、小山広域保健衛生組合の例規の見直しについてなど計10件でございます。この後、執行部から説明がございますが、議員の皆様方からご意見、ご質問等を頂きながら会議を進めてまいりたいと思います。

会議の進行に当たりましては、各位の特段のご協力を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○森川忠洋総務課長 ありがとうございます。

◎管理者挨拶

○森川忠洋総務課長 続きまして、管理者からご挨拶申し上げます。

○大久保寿夫管理者 皆様、改めましておはようございます。本日は、ご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の議員説明会は、議長からお話がありましており、10件の案件についてご説明申し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○森川忠洋総務課長 ありがとうございます。

◎報告事項

#### 小山広域保健衛生組合の例規見直しについて

○森川忠洋総務課長 次に、報告事項に入りますが、小川議長の進行によりお願いしたいと存じます。議長、よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 それでは、議員説明会の進行役を務めさせていただきます。

次第書3、報告事項の(1)、小山広域保健衛生組合の例規見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

森川総務課長。

○森川忠洋総務課長 それでは、報告事項の(1)、小山広域保健衛生組合の例規見直しについてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。当組合の例規につきましては、「小山市〇〇条例の例による。」といった記載により、小山市の例規に委ねたものが数多くありますが、それだけでは不十分なことがあるため、このたび、改めて当組合例規の全般にわたり見直しを図りました。

その結果、別紙1のとおり、条例11本、規則21本、規程等15本、計47本の例規について制定、一部改正または廃止する必要があることが判明いたしました。

これらのうち、条例につきましては、下記2に記載してあります4本の条例を令和2年第1回議会定例会に議案として上程し、議決いただき、その後、制定、一部改正または廃止する予定です。

なお、条例以外の例規につきましては、管理者決裁により改正を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

○小川 亘議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等ありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で(1)の小山広域保健衛生組合の例規見直しについては終了とさせていただきます。

#### 休日急患歯科診療所の業務委託について

○小川 亘議長 次に、(2)、休日急患歯科診療所の業務委託について、事務局から説明をお願いいたします。

森川総務課長。

○森川忠洋総務課長 続きまして、報告事項の(2)、休日急患歯科診療所の業務委託についてをご説明申し上げます。

資料の2をご覧ください。現在、休日急患歯科診療所においては、小山歯科医師会の協力のもと、休日における歯科の救急診療を行っておりますが、勤務表の作成、謝礼金の支払い等の事務については、当組合が行っております。

一方、小山地区休日急患診療所においては、平成20年4月から小山地区医師会と業務委託契約を結ぶことにより、勤務表の作成等の事務についても、小山地区医師会が行っております。そのため、休日歯科診療所についても、令和2年度から小山歯科医師会と業務委託契約を締結することにより、当組合における事務を削減し、効率化を図ろうとするものであります。よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

14番、石島政己議員。

○14番（石島政己議員） ちょっと中身も説明してください。どんなふうになるのか。

○小川 亘議長 森川総務課長。

○森川忠洋総務課長 今までお医者様の配置、それから事務職の配置、歯科衛生士さんの配置等、また、謝金の支払い、そういったものも全て広域保健衛生組合のほうでやらせていただいております。資料2のほうにご覧いただきますように、今後委託に関しましては、勤務表の作成、それから謝礼金とか謝金の支払い、それと源泉徴収票の作成、送付、そういった事務を歯科医師会のほうにお願いするということでございます。

それに向けまして、下の3の表をご覧くださいければと思うのですが、26年度から30年度まで利用者数、そして診療日数、そういったものを記載させていただいておりますが、これを委託することによりまして、今まで休日歯科診療所担当職員の業務が一番下の5番、ご覧いただければと思うのですが、年間で0.5人分かかっていたところが、委託することによりまして、0.3人分に減るというふうな、これによりまして、職員の負担が減り、歯科医師会にお願いすることによりまして、歯科医師会のほうでも積極的に業務に当たっていただけるものというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 14番、石島政己議員。

○14番（石島政己議員） もう少し、例えば委託料が発生するわけですよね、余計に。その辺の説明なんかを。予算の説明に入ってくるのかな。

○小川 亘議長 森川総務課長。

○森川忠洋総務課長 この後、議会のほうの予算のほうでも説明をさせていただくことになるのですが、歯科医師会のほうへの業務委託につきましては、500万5,000円という金額でお願いするところがございます。これによりまして、30万ほど料金のほうといいますか、職員が今まで担っていた分は増えることにはなりますが、その分職員の業務量が減るということになってまいります。お願いいたします。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で（2）の休日急患歯科診療所の業務委託については終了

とさせていただきます。

#### ごみ減量化対策の実施とごみ焼却施設規模の見直しについて

○小川 亘議長 次に、(3)、ごみ減量化対策の実施とごみ焼却施設規模の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

町田政策課長。

○町田行雄政策課長 報告事項の(3)になります。

それでは、資料3をご覧くださいと思います。ごみ減量化対策の実施とごみ焼却施設規模の見直しについてでございます。

まず、1の趣旨についてですが、組合に搬入される燃やすごみの量が増加していることから、ごみの減量化に取り組むとともに、災害にも対応できるように施設の規模を見直そうとするものでございます。

2のごみ減量化対策の実施についての(1)、ごみ減量化の具体的取組については、燃やすごみ排出量の削減に成果を上げている家庭ごみ有料指定袋制度及び事業ごみ有料指定袋制度を早急に導入し、あわせて先進団体の取組で有効と考えられる施策を実施しようとするものでございます。

なお、主な取組としまして、①の家庭ごみ有料指定袋制度の導入、②の事業ごみ有料指定袋制度の導入を、その他の取組といたしまして、①、ごみの分別動画の作成、②、雑紙分別保管袋の作成、③、家庭ごみの多量直接搬入車両の展開調査等の実施、④、事業系ごみ処理手引の作成と、ごみ処理アンケート調査の実施、⑤番としまして、多量排出事業所への訪問の指導、⑥、公共施設の機密文書のリサイクル処理、⑦、事業所からのリサイクル可能な紙類の焼却施設搬入の禁止、⑧、ごみの組成調査と食品ロスの削減の計10項目の取組を実施しようとするものでございます。

3ページをご覧くださいと思います。(2)の燃やすごみの削減につきましては、ごみ減量化の具体的取組のうち、削減効果の見込める主な取組の家庭ごみ有料指定袋制度と事業ごみ有料指定袋制度の削減効果を推計いたしました。

まず、①、家庭ごみ有料指定袋制度導入によります削減の見込みについては、大きい袋、約45リットルでございますけれども、1枚10円から20円を導入した場合、下記の表のとおり、約7%の削減効果によりまして、約3,100トンの削減が見込めます。

次に、②、事業ごみ有料指定袋制度導入による削減見込みにつきましては、事業ごみ量の推移のグラフのとおり、約11.5%の削減効果によりまして、約1,900トンの削減が見込めます。

(3)の市町組合が責任を持って必ず達成すべき目標の設定につきましては、燃やすごみ削減目標値の1万300トンのうち、有料指定袋制度の導入により、合計約5,000トンの燃やすごみの削減が可能となることから、これを必ず削減をすべき必達目標値と定めるものでございます。なお、仮に必達目標値が達成できない場合には、有料指定袋を段階的に値上げすることを想定しております。

5ページをご覧いただきたいと思います。3のごみ焼却施設規模の見直しにつきましては、平成30年度の焼却ごみの量、約6万4,475トンに災害に備えて災害廃棄物分、約13%を加えまして規模を算出いたしますと、約270トンの規模が必要となります。これから必達目標値の5,000トン削減することで約20トン縮小させることができます。これにより必要な処理能力は約50トンとなり、第1期エネルギー回収推進施設の70トン差し引きまして、第2期エネルギー回収推進施設の規模は180トンとなります。なお、施設の長期安定稼働のため、継続して1万300トン削減を目指すものといたします。

4の参考資料の(1)、第2期エネルギー回収推進施設整備に係る施設規模についてと、(2)、ごみ減量化対策実施スケジュールのこの2点につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

12番、荒川美代子議員。

○12番(荒川美代子議員) 4ページの市町組合が責任を持って必ず達成すべき目標の設定についてなのですが、確認ですが、これは来年度の目標ということでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、町田政策課長。

○町田行雄政策課長 これは、この後、計画の方に出てきますけれども、令和9年度から第2期エネルギー回収推進施設を稼働させる予定でございますので、それまでに5,000トン減らすことです。

○12番(荒川美代子議員) ありがとうございます。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

14番、石島政己議員。

○14番(石島政己議員) このいわゆるごみ有料化ということの説明ありましたけれども、今後のいわゆる構成市町に対する説明というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、町田政策課長。

○町田行雄政策課長 燃やすごみの減量化につきましては、ここのところずっと増えているものですから、3年ぐらい前から課長、部長、それから副市長を含めまして、構成市町との間で打合せをしております。昨年も4回ほど副市長を含めた会議を行いまして、この10項目の内容につきましては、ご説明してあります。今後、今日の議会終わりました後、自治会とか、住民については説明していく予定で進めたいと思います。

○小川 亘議長 14番、石島政己議員。

○14番(石島政己議員) ごみの減量化、十分理解はできるのですけれども、やはり市民に対して理解を頂くということが大変になってくるわけですから、構成市町の理解はもちろんですけれども、今後市民に対する説明をどのようにお考えなのでしょうか。

○小川 亘議長 答弁、町田政策課長。

○町田行雄政策課長 お手元の資料のごみ減量化対策実施スケジュール、A3判の横長のがあると思うのですが、それを見ていただきたいと思うのですが、上の2段に有料指定袋の導入…

○小川 亘議長 資料3の一番最後の。

○町田行雄政策課長 ところの上から1番目と2番目の欄に家庭ごみ有料指定袋の制度と事業ごみの有料指定袋の制度の導入があると思うのですが、令和元年度から令和7年度まで予定が入っていると思うのですが、今年度と来年度につきましては、制度設計とか、実施計画策定、その後、細かい議会の説明とか、パブリックコメント実施して、令和5年度あたりに住民説明会、こういったものを進めていきたいと思います。あくまで5,000トンが有料化しなくても、減量できるという状況になれば、この有料化もこの時期にやらないで、少し後回しにするということも考えております。

以上です。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で(3)のごみ減量化対策の実施とごみ焼却施設規模の見直しについては終了とさせていただきます。

#### 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて

○小川 亘議長 次に、(4)、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

町田政策課長。

○町田行雄政策課長 それでは、(4)です。

資料の4-1をご覧くださいと思います。一般廃棄物（ごみ）処理基本計画見直しの概要についてであります。本計画見直しの趣旨と目的ですが、平成21年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定いたしまして、循環型地域社会の構築に向け、ごみの発生抑制と資源化の推進かつ経済的な処理を進めてまいりました。

平成28年3月の見直し以降、4月には南部清掃センターへのプラスチック製容器包装の収集及び剪定枝のチップ化、9月には中央清掃センター第1期エネルギー回収推進施設稼働による発電、さらに平成31年4月のリサイクルセンター稼働による瓶・缶・ペットボトルの別コンテナ回収など、ごみの減量化・資源化を推進してまいりました。また、第2期エネルギー回収推進施設の規模を拡大して、石橋地区の燃やすごみを受け入れる方針を盛り込むものがございます。しかし、現状では燃やすごみの排出量が増加していることから、減量化の取組による排出削減量を反映した施設整備計画の見直しを行うものがございます。

次に、計画期間ですが、平成21年度を初年度とし、令和5年度までの15年間を計画期間といたしま

したが、第2期エネルギー回収推進施設の整備計画の変更に伴い、4年間延長して令和9年度までの19年間といたします。

次に、2ページをご覧ください。燃やすごみの排出量実績と計画排出量の比較ですが、燃やすごみの排出量は増加傾向にあり、平成30年度の排出量5万5,557トンのエネルギー回収推進施設基本計画における令和5年度の計画処理量4万7,635トンと比較すると、7,922トン増加しております。下の表には2014年度からの実績が記載されておりますが、目標値と比較しますと、年々乖離していることがお分かりいただけると思います。

3ページの施設規模の見直しにつきましては、減量化施策による排出削減量を踏まえまして、第2期エネルギー回収推進施設の規模を見直します。なお、石橋地区の処理に伴う施設拡大分(21トン)の建設費は下野市の負担といたします。

次に、燃やすごみ削減目標値ですが、令和9年度に稼働する施設で、石橋地区を含めた燃やすごみを安定的に処理するためには、燃やすごみの量を減らす必要があります。そのため、施設の稼働までに必ず削減すべき排出量、必達目標値5,000トンと定めるものでございます。

燃やすごみ必達目標値の達成に向けた施策についてですが、必達目標値であります5,000トンを削減するため、特に燃やすごみの削減に成果を上げている指定袋制度を早急に導入します。なお、目標達成を管理するために、各年度において削減が不十分な場合には、指定袋制度の導入時期の前倒しや価格設定について検討するものといたします。

4ページをご覧ください。燃やすごみ処理施設整備計画については、現在の燃やすごみ搬入量をもとに、大規模災害への備えを加えまして、必要な焼却処理能力を算出いたしますと、約270トンになります。これから必達目標値の5,000トンを削減することで、約20トンを縮小させることができます。これによりまして、必要な処理能力は250トンとなり、第1期エネルギー回収推進施設の70トンを差し引いて、第2期エネルギー回収推進施設の規模は180トンとなります。

5ページの第2期エネルギー回収推進施設完成時のごみ処理フローにつきましては、石橋地区の可燃系ごみ処理を受け入れることで、下野市を一本化したフロー図といたしました。なお、資料4の2の一般廃棄物処理基本計画(案)につきましては、後ほどご覧いただきたいと存じます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で(4)の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の見直しについては終了とさせていただきます。

外城公民館の用地取得について

○小川 亙議長 次に、(5)、外城公民館の用地取得について、事務局から説明をお願いいたします。

町田政策課長。

○町田行雄政策課長 報告事項(5)になります。

それでは、資料5をご覧ください。外城公民館の用地取得についてであります。令和元年度第2回議員説明会におきまして、外城公民館用地の不動産鑑定評価の結果についてご報告いたしました。その不動産鑑定評価額にて小山農業協同組合に外城公民館用地の購入依頼をしたところ、10月21日開催の理事会で鑑定評価額1,850万円での購入が承認されました。これを受けまして、令和2年1月10日に売買契約を別紙のとおり締結いたしました。

なお、敷地内にあります農協倉庫の解体工事が1月28日に完了し、2月13日に引渡しとなりました。現在、所有権の移転登記を手続中でございます。

また、外城自治会から農協倉庫撤去後に駐車場として使用できるよう整備をしてほしいとの要望がありましたので、次年度予算にて対応していく考えでおります。

説明は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○小川 亙議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亙議長 ないようですので、以上で(5)の外城公民館の用地取得については終了とさせていただきます。

#### 小山聖苑における民間委託の推進について

○小川 亙議長 次に、(6)、小山聖苑における民間委託の推進について、事務局から説明をお願いいたします。

町田政策課長。

○町田行雄政策課長 報告事項(6)になります。

それでは、資料の6をご覧ください。小山聖苑における民間委託の推進についてでございます。1の趣旨につきましては、経費を削減するために、民間企業へ可能な限り業務を委託することにより、聖苑の維持管理を効率化するものでございます。

2の民間委託及び発注方式につきましては、業務委託が容易であり、競争入札による経費の削減に適している包括的民間委託を一般競争入札により実施するものでございます。

3の経費削減効果見込みにつきましては、単年度随意契約から複数年の一般競争入札に変更することにより、年間約1,260万円の経費削減を見込んでおります。また、火葬炉の運転管理業務を受託可能な業者に意向調査をいたしましたところ、5社より入札参加に前向きな回答がありました。

4の今後の予定ですが、仕様書の作成、予算措置、前年度内の契約、引継ぎ期間が必要なこと、来年度まで火葬炉更新工事の工事期間中であること、こういったことから、令和3年度からの実施を目指すものでございます。

実施に向けては、仕様書の作成と事務効率化のための受付システムの導入についても検討いたします。

2ページ以降の5の検討内容につきましてですが、これは1ページの民間委託及び発注の方式、それから削減効果額の試算についての詳細な内容を記載しておりますので、表についてはご覧いただきたいと存じます。

続きまして、5ページ中段をご覧いただきたいと存じます。5ページの中段、6の小山聖苑の民間委託の推進に係る調査結果についてですが、(1)の民間委託に際して業者の受託意向につきましては、組合に火葬運転で登録のあります6社に対しまして意向調査を行いました。その結果、5社から入札に参加する意向があるといった前向きな回答がありました。

また、(2)の県内他団体における包括的民間委託の実施状況につきましては、直営で火葬炉の運転を委託しております3団体に対して調査を行いました。その結果、南那須地区広域行政事務組合、塩谷広域行政組合、鹿沼市におきまして表のとおり実施しておりまして、特に問題はなく運営されているとの回答でございました。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で(6)の小山聖苑における民間委託の推進については終了とさせていただきます。

#### 旧北部清掃センター跡地について

○小川 亘議長 次に、(7)、旧北部清掃センター跡地について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 報告事項(7)、旧北部清掃センター跡地についてご説明申し上げます。

北部清掃センターにつきましては、地元との協定によりまして、平成28年3月末でごみ処理を終了後、平成29年4月から平成30年12月の工事期間におきまして、建物の解体、汚染土壌の処理を実施いたしました。その後、下野市への土地返還のため測量を実施し、令和元年12月中旬に周辺地権者の方との境界協定が完了しまして、下野市からも承認を得られました。現在、合筆手続等は終了し、3月6日付で土地譲渡契約を締結いたしました。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で（７）の旧北部清掃センター跡地については終了とさせていただきます。

#### 粗大ごみ処理施設解体工事について

○小川 亘議長 次に、（８）、粗大ごみ処理施設解体工事について、事務局から説明をお願いいたします。

入江建設課長。

○入江俊文建設課長 報告事項の（８）、粗大ごみ処理施設解体工事についてご説明申し上げます。

資料８をご覧いただきたいと思います。中央清掃センターの粗大ごみ処理施設につきましては、平成８年９月に竣工した施設でございますが、平成31年４月に稼働を開始したりサイクルセンターにその機能を移転したことから、平成31年３月末で稼働を停止いたしました。

また、第２期エネルギー回収推進施設の建設予定地がこの粗大ごみ処理施設に当たることから、解体工事の計画を進めております。

解体工事計画の一環としまして、土壤汚染対策法に定められた敷地の土壤状況調査を実施いたしましたところ、一部基準に適合しない土壤があることが判明いたしましたので、調査結果並びに今後の対策につきまして、以下のとおりご報告いたします。

（１）、対象地、（２）、調査方法については、記載のとおりでございます。

資料の２ページ、（３）、調査結果をご覧ください。フッ素及びその化合物による地下水汚染につきましては、前回の議会にて既に報告済みでございますが、調査を進めた結果、土壤汚染対策法で定める基準値を超過した土壤があることが確認されました。今回の調査におきまして、基準超過が確認された物質は、ア）、フッ素及びその化合物、ウ）、鉛及びその化合物でございます。

A 3サイズの添付図面を一緒にご参照いただきたいと思います。図面に土壤汚染が判明した箇所を落とし込んでおりますが、全４区画で基準超過が確認されております。図面上の赤色に塗り潰した４区画でございます。なお、図面上の（イ）が前回の議会にて報告させていただきましたフッ素及びその化合物が基準を超過して検出された試験井戸の場所でございます。

また、栃木県によりまして、周辺の飲料用井戸の調査が実施されましたが、その全てにおいて水道水質基準に適合すると確認されております。このことから、汚染の拡散はなく、周辺住民の皆様への健康への影響はないと判断されます。

また、基準を超える鉛を含んだ土壤は、地中1.5メートルより深いところにあります。アスファル

ト及び盛土で十分被覆されておりますので、飛散等のおそれはなく、周辺住民への皆様への健康の影響はないと判断されます。

もとの資料3ページにお戻りください。(4)の原因でございますが、基準値を上回ったフッ素・鉛が検出された原因でございますが、この場所は旧80トン焼却施設と旧40トン粗大ごみ処理施設の周辺であることから、土壤汚染対策法制定以前に旧施設周辺に仮置きしていた廃棄物によるものと考えられます。

土壤汚染の処理処分についてでございますが、基準適合が確認されている地中まで掘削し、土壤汚染対策法に基づいた許可を得ている汚染土壤処理施設に搬出し、法律に基づき適正に処分いたします。これらの搬出作業を迅速かつ確実に実施するため、現在予定しております粗大ごみ処理施設解体工事に土壤対策項目を追加して発注することにより、早急に工事に着手できるよう手続を進めております。

なお、並行して北部清掃センター解体等工事の際と同様に、土壤汚染対策法第14条に基づく申請を栃木県に提出し、県の指示・指導のもと適正に実施いたします。

解体工事及び土壤汚染対策工事の概要といたしましては、工期が令和4年3月までの約2カ年の工事となっております。設計金額9億9,550万円でございます。予算措置といたしまして、令和2年度及び3年度の2カ年継続費として10億円を計上しております。財源といたしましては、9割が起債、残り1割を一般財源としておりますが、栃木県市町村振興資金が活用できる場合は一般財源に充当いたします。

なお、本工事の契約は議決を要するものとなりますので、来年度臨時議会を開催させていただくこととなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

12番、荒川美代子議員。

○12番(荒川美代子議員) 栃木県のほうで周辺4か所の井戸の調査がされたとお見かけいたしました。周辺の住民の皆様への健康被害はないということなのですが、周辺の皆様にはそれなりのご説明等が、安心していただけるような説明があったのでしょうか、お伺いたします。

○小川 亘議長 答弁、入江建設課長。

○入江俊文建設課長 栃木県のほうからは説明がございまして、私のほう、広域のほうからはこの議会終わりましたから、自治会長さんのほうへこの件は説明いたしたいと考えております。

以上です。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で(8)の粗大ごみ処理施設解体工事については終了とさ

せていただきます。

#### 資源売却料の不納欠損について

○小川 亘議長 次に、(9)、資源売却料の不納欠損について、事務局から説明をお願いいたします。

溝口施設管理課長。

○溝口謙治施設管理課長 報告事項(9)、資源売却料の不納欠損についてご説明を申し上げます。

資料の9をご覧いただきたいと存じます。まず、1の裁判の経緯についてでございますが、組合が平成25年度に締結いたしました資源物の売却契約(鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ、アルミ缶プレス)について、契約相手方の株式会社大翔産業が1,287万9,385円を未納状態となりました。再三にわたる催促に応じないため、平成27年10月に宇都宮地裁栃木支部に提訴いたしました。その後、3回の口頭弁論を経まして、平成28年2月5日に被告が売却料金全てと、年5分の金員を支払えとの内容で判決が確定いたしました。

次に、2の判決後の状況についてでございますが、株式会社大翔産業の登記上の住所に月1回のペースで訪問をいたしました。ほとんど不在でありまして、ポストに催告書を投函してまいりましたが、平成30年6月に訪問したところ、株式会社大翔産業とは無関係の人物が住んでおりまして、以前から投函してまいりました催告書、未開封のもの8通を返却をされたものでございます。そのため、平成30年9月に岩瀬顧問弁護士に相談を行ったものであります。

3の弁護士の見解についてでございますが、(1)、株式会社大翔産業の代表者の現住所に配達証明郵便で催告書を送ればよい。

(2)といたしまして、ただし、事業の実態がなければ、組合の役員が了承をすれば、速やかに不納欠損の処理をしたらよいのではないかと。

(3)、回収見込みのない未収金をいつまでも予算計上するのはどうかと思うとのご提言を頂いたものであります。

4の今後の予定についてでございますが、顧問弁護士の見解を受けまして調査をいたしましたところ、株式会社大翔産業の事業実態がないこと及び株式会社大翔産業の代表者の現住所に配達証明郵便で催告書を郵送しましたが、「宛所に尋ねあたりません」とのことで戻ってまいりました。

以上のことから、本年度末での不納欠損の手続をとる予定となっております。

説明は以上でございます。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

14番、石島政己議員。

○14番(石島政己議員) これは、登記上の住所を訪問をしたというふうにありますけれども、現在

でも登記上の住所になっているのですか。その登記上は土地、建物もあるのだと思うのですけれども、その名義がいわゆる株式会社大翔産業ということですよ。その辺は当然調査されているのだと思うのですけれども、要するに回収の見込みがないということは、その不動産がどのようになっているのかということにもよると思うのですけれども、不動産は全く大翔産業のものではないというようなことだとすれば、それを差し押さえるとかということにもならないのだと思うのですけれども、所有権があるとすれば差押えとかという、そういうことはないのですか。

○小川 亘議長 答弁、溝口施設管理課長。

○溝口謙治施設管理課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、この事務所の登記、工場の変更はなっておりませんで、現在でもその登記簿上の住所になっておりますが、この場所はアパートといいますか、借家の部屋であったということでございます。

それと、これも当然事務所も企業の所有ではなかったということで、不動産にもほぼ期待をできないと。調査をするのであれば、可能ではあるが、数十万単位の費用がかかるという弁護士のご意見も頂いたところでございまして、ただ不動産は見込めないのではないだろうということでございます。

それとあわせまして、代表者の住所も別な場所で市内でございましたが、そちらに郵送した結果、これも宛所ないということで郵送物が戻ってきてしまったということでございます。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で（９）、資源売却料の不納欠損については終了とさせていただきます。

#### 収骨方法について

○小川 亘議長 次に、（１０）、収骨方法について、事務局から説明をお願いいたします。

荒川聖苑所長。

○荒川 毅小山聖苑所長 それでは、報告事項の（１０）、収骨方法についてご説明いたします。

資料の10をご覧くださいと思います。小山聖苑におきましては、現在火葬炉から直接炉内台車を引き出して収骨を行います直接収骨を行っております。直接収骨では、台車が高温であるため、やけどの危険があり、煙や臭いを完全に取り除くことが困難な状況でもあります。そのため、室内の環境改善と危険防止の観点から、遺族代表者の承諾を頂いた場合には、炉内台車から一旦ワゴンにお骨を移して収骨をしますワゴン収骨という形をとっていきたいと考えております。

時期につきましては、令和2年4月1日からでございます。

実際の収骨の手順でございますが、1番、焼骨終了後、遺族代表者の方に台車上有る焼骨について確認していただきます。

次に、収骨の担当者がお骨と副葬品の説明を行った後、遺族代表者にワゴン収骨か直接収骨かをご

選択いただきます。

次に、遺族代表者の方には待合室に戻っていただきまして、最後に収骨担当者が収骨の準備完了次第、参列者全体に集まっていただきまして、収骨いただくという手順でございます。

ワゴン収骨のメリットといたしまして、1番目に収骨室の環境がよくなる。2番目に、収骨時間の短縮、これは収骨室内で実際の収骨を行っていただく時間でございます。3番目としまして、利用者のやけどの防止。

予算措置につきましては、令和元年度予算で、ワゴン2台分で100万円を取りまして、現在製品は納品されております。4月1日の準備を進めております。

参考としまして、次のページに栃木県内の収骨方法ということで、県内の斎場の現状が記載されておりますので、ご覧になっていただきたいと思います。

以上でご説明を終わります。

○小川 亘議長 ただいまの事務局からの説明について、ご意見等がありましたら発言をお願いいたします。

12番、荒川美代子議員。

○12番（荒川美代子議員） 直接収骨のそのやけどの危険があるということだったのですが、そういう懸念があるということだったのですが、実害があったのかどうかは1点と、ワゴン収骨、そのワゴンのイメージ等をちょっとお聞かせ、どんな器具なのかとか、実際の収骨台からどういうふうに移して、そのワゴン収骨をするのか、もうちょっと詳しくお聞かせください。

○小川 亘議長 答弁、荒川聖苑所長。

○荒川 毅小山聖苑所長 まず、実害ということですが、やけどについては現在までのところ起こっておりませんが、以前収骨室内が高温になりまして、それから臭いとかで具合の悪くなる方が何名か、若干ですが、ございまして、それで現在は換気をよくしまして、台車の上部に大きなファンを設けてまして、それで吸い取っていますので、現在その具合悪くなる方は出ておりませんが、ただそれでも臭いは多少いたします。

それと、やけどにつきましては、実害はないのですが、台車を一旦出しまして、ある程度冷ましてから収骨室に持っていくのですが、それでもやはり熱いのは熱いので、万全を期してというか、そういう形でやっております。

あともう一つは。

○小川 亘議長 ワゴンです。

○荒川 毅小山聖苑所長 ワゴンですね。ワゴンにつきましては、ステンレス製で1メートル40の80センチですか、の大きさで、まず一旦収骨、台車からトレーといたしまして、ステンレスのこれぐらいの大きさの入れ物に、トレーにしまして、それをワゴンのほうに移し替えるというか、それを遺族の方に了承していただいた場合にはそれを行っていくわけでございます。

以上でございます。

○小川 亘議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○小川 亘議長 ないようですので、以上で執行部からの報告は終了とさせていただきます。

◎その他

○小川 亘議長 その他、議員の皆様から何かございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

◎閉会の宣告（9：51）

○小川 亘議長 なければ、以上で本日の議員説明会を終了とさせていただきます。

この後、休憩を取りまして、午前10時から議会定例会を開会したいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。